

《民事再生申立のために用意していただく書類等》

1、住民票謄本

家族全員の記載があり、世帯主、続柄、本籍等の省略のないもの。

2、源泉徴収票と課税証明書（非課税証明書）、確定申告書の控え（自営業者の場合）

本人及び同居者の昨年分のものを各1通用意して下さい。

課税証明書、非課税証明書は市役所等で取れます。

3、不動産（土地・建物）を所有している場合（本人又は同居者が所有）

a)登記簿謄本又は登記事項証明書 不動産ごとに1通（法務局で取ってきて下さい。）

b)不動産の固定資産評価証明書 不動産ごとに1通（市役所で取ってきて下さい。）

4、住宅ローン契約書、抵当権設定契約書、保証委託契約書（住宅ローン条項を使う場合）

5、自動車、バイクを所有している場合

a)車検証のコピー又は自動車登録事項証明書

b)自動車・バイクの査定証（年式の古いものは結構です。）

6、高価な品物について、現在の価格が分かるような資料があれば添付

7、保険に加入している場合

a)生命保険、損害保険等の保険証券

b)解約した場合の返戻金額のわかる書類、失効した場合はその証明書。

8、有価証券、出資金、ゴルフ会員権等の証券類

9、賃貸借契約書、住宅使用許可書又は所有者作成の居住を証明する証明書（持ち家以外の場合）

10、借用証書の控え又は債権者からの請求書・領収書その他現在残高が分かる書類等

11、クレジットカード、カードローン等のカード類（手持ちのもの全部）

（当事務所よりカード会社へ返却いたします。キャッシュカードはいりません。）

12、債務についての裁判関係書類（判決書、訴状、支払督促等）

13、診断書又は入通院を証明する書類（本人又は同居者が、病気で入院・通院している場合）

14、退職金見込み額証明書

勤続5年以上の場合は支給額証明書（仮に今の勤務先を退職した場合の退職金見込額を証明するもの）を用意して下さい。退職金支給規定がある場合はそのコピーで代用可。

15、生活保護等の受給証明書、年金受給証明書（公的扶助を受けている場合）

16、給料明細書

17、貯金、預金通帳（過去2年分の通帳）

最後の月まで必ず通帳記帳をして下さい。

19、運転免許証または健康保険証（コピーをとらせていただきます）

20、三文判